



な内外の状況に応じまして、法律改正等の対応が図られてまいっております。

現在、我が国におきましては、行政改革、規制緩和が特に重要な問題となつておりますわけですが、放射線利用に関する規制につきましても、放射線利用形態の変化に適切に対応するとともに、利用者の声にせひとも耳を傾ける、そういう姿勢を持続けていただきたい、このように思う次第であります。

今回の改正は、昨今の状況の変化に応呼して、また、経済団体を初めとする幾多の団体から要望が参つておると伺つております。その改正の趣旨をお伺いいたしたい。また、どのような形でもつて国民の利益につながるのか、お伺いをいたしたいと思います。

○田中國務大臣 基本的な認識をいたしましては、規制の合理化を図つて、国民生活の向上に資するということが大目的でございます。その大前提は、安全性の確保に万全を期するということは申し上げるまでもございません。

そして、個別の具体的なことにつきましては三つございまして、一つは、放射性同位元素の装備機器、これは高価なものでございますから、これを販賣することによって、一度に多額の資金を用意しなくて高度の医療機器を調達することがやや苦なる、できるということが一点目でございます。

二つ目は、先ほど先生もおっしゃいましたが、ガスクロマトグラフ、そういうふうなものの管理義務、こういうものが合理化されるので、手続等がかなり簡単になつてくるということが言えると思います。

○白井委員 ありがとうございました。

今回の改正は、まさに放射性同位元素の利用に関する新たなニーズがどんどんふえてきておりました。これらのものに適切に対応し、かつ国民生活の向上にも資する、まことに時宜を得ている、結構である、このように存じてはいる次第でござります。

そこで次に、改正の柱の一つでございます表示付放射性同位元素装備機器の管理義務の合理化についてお伺いをしたいわけですが、今回の改正でなぜ表示付ガスクロマトグラフ用ECDだけが管

理義務が合理化されることになったのか、また表

示付とありますか、具体的にどういう表示がされ

るのか、また表示付ガスクロマトグラフ用ECD

の表示に求められる安全上の要件とはどのような

ものはございましょうか、お伺いをいたします。

○笹谷政府委員 お答えいたしました。

この放射線障害防止法は、放射性同位元素ある

いは放射線発生装置それが持つ取り扱いの難

しさ等を勘案しまして、その潜在的な危険性に応

じまして規制の度合いをいろいろ変えてございま

す。

今回改正をお願いしておりますガスクロマトグ

ラフ用ECD、これは表示付と言つております

が、これにつきましては、その中では一番安全性

の高いものとしてこの法律の体系の中では位置づけられておりまして、この十五年間、その中で運用を図つてきたわけでござります。

その基本となりますのは、装置自体に放射線障

害防止の機能を持つということが基本でございま

して、このものについては設計承認という制度を

とりまして、ある意味ではカタログ商品的なもの

でございまして、数多くつくられるもの、安全性

の高いものでございます。そういうことを勘案し

まして、今回、管理義務の合理化、取扱主任者の

免除等をお願いしているわけでございます。

○白井委員 今のお話でござりますと、どこかに

マル済み印か何か押してあるわけですか。それか

ら、表示付の要件、こういう要件を満たした場合

に承認するという要件が幾つかあるわけですが、

そのことについてもお伺いしたいと思います。

○矢野説明員 お答え申し上げます。

まず表示付ガスクロマトグラフ装置の要件でござりますが、遮へい性能でござりますとか、耐火性能でござりますとか、耐衝撃性能でござりますとか、そういうものにつきましては個々具体的に基準等をお示してございます。

○白井委員 大体わかりました。

それで、お話をございますと今までに事故を起

こしたことがない、こういうことでござりますか

ら、その安全性の能力は非常に高いということは

証明されている、こういうふうに私も思います。

これからも事故が起らぬようにはじつ努力を

していただきたい、こう思うわけでござります

が、しかし、物事には、人間のやることでござります

が、絶対ということはないと思は思はうわけでございま

して、そこで、万一こういうものが紛失したよう

な場合、事故が発生した場合、例えは表示付ガス

クロマトグラフ用ECDが紛失をした、こうした

場合、一般公衆に何か被害を与える、影響を与える

ということは絶対ないのでしょうか。

○白井委員 先ほどお答えいたしましたとお

づいてメーカーがつくる際、一個一個機構の確認

を受けます。その際、確認を受けたというマーク

を表示するということでございまして、その表示

の本体にいろいろ基準を書いてあるとか、そういう

ものではございません。

以上でございます。

○白井委員 今のお話でござりますと、どこかに

マル済み印か何か押してあるわけですか。それか

ら、表示付の要件、こういう要件を満たした場合

に承認するという要件が幾つかあるわけですが、

そのことについてもお伺いしたいと思います。

○矢野説明員 お答え申し上げます。

まず表示付ガスクロマトグラフ装置の要件でござりますが、遮へい性能でござりますとか、耐火

性能でござりますとか、耐衝撃性能でござりますとか、そういうものにつきましては個々具体的に基準等をお示してございます。

○白井委員 大体わかりました。

それで、お話をございますと今までに事故を起

こしたことがない、こういうことでござりますか

ら、その安全性の能力は非常に高いということは

証明されている、こういうふうに私も思います。

これからも事故が起らぬようにはじつ努力を

していただきたい、こう思うわけでござります

が、しかし、物事には、人間のやることでござります

が、絶対ということはないと思は思はうわけでございま

して、そこで、万一こういうものが紛失したよう

な場合、事故が発生した場合、例えは表示付ガス

クロマトグラフ用ECDが紛失をした、こうした

場合、一般公衆に何か被害を与える、影響を与える

ということは絶対ないのでしょうか。

位元素、これは容器の中に固定されておりまして、さらにまたそれが計測器の中になつちり固定されているということでございまして、その構造あるいは設計により安全性は十分確認されているものでございまして、仮に紛失等が発生した場合でも、そのも

の自身をばらばらにして、R-Iを取り出してそれを抱える、こういうことをやらない限り、具体的な放射線の障害ということとはほとんどございません。仮にそういう状態にしても、ごくわずかでござります。

ただ、そういうことでございますが、今回、規制の合理化を行つて、この使用者に対しても紛失を防ぐために管理義務は引き続き課すことになりました。

ただ、そういうことでございますが、今回、規制の合理化を行つて、この使用者に対しても紛失を防ぐために管理義務は引き続き課うことになりました。

でございます。

制度いたしまして、製造業者は表示付の方に申請することもできますし、それ以外の方法による事もできます。その基本は、あくまでも、先ほど課長から説明しましたような基準を示しておりますので、その基準に合っているものは表示付制度で申請をしてくるということになります。それ以外のものについての安全規制は、これはほかのものと同じように厳重な規制をしているといたしまして、うございます。

位元素を装備した機器というのは非常に数多いわけですが、それでございまして、それの中にはコバルト60等を使つたかなり放射性の強いものもある、こういうことでありますので、私が今申し上げましたとおり、その管理というものはさらに徹底をするよう御努力をお願いをしたい、このように思う次第でございます。

らなきやいかぬといふものとの仕分けをして、免除をお願いしているわけでござります。

また、管理責任につきましては、放射線障害予防規定といふものをこの法律に基づいて設けますので、その中で管理責任は明確に位置づけるとい

努力をお願いをしたい、こういうふうに思いました。

もう時間があと五分しかございませんので、簡単に

のは、原子力安全委員会で取りまとめました「放

射性同位元素等の安全規制のあり方について」の中間報告、これに基づいて出されているといううえに伺っております。その中には、これからも引き続き、とにかくやれるものは早くやろう、合理化ができるものは早くやろう、しかし、なおかつしあわせな社会をつくるために、これまでの

これからも引き続き安全性のあり方にについて検討をしていこうじゃないか、こういうことでございま  
す。

強いものについてお願いしておるわけでございま  
すが、あくまでもやはり安全確保というのが大前  
提でございます。この法律改正に際しまして、目

体的な希望というものはいろいろあつたわけですが、さうですが、これまで御説明したような安全性能の高いものについて改正をお願いしているわけですが、ざいます。

一方、社会的ニーズと申しますと、まだ表示付制度に適合していないようなものについても、いろいろ多く生産され、また利用されている実態がござります。そういうものについての要望も出ております。そこで、この点から検討を行つております。今後とも、その安全性という観点から、支障のない範囲で可能な限り社会的なニーズに対応してまいりたいと考えます。

○白井委員 先ほど私がちょっと申し上げました  
ように、測定機器、いろいろまだ種類もございま  
す。測定ということであるならば、そう強い同位  
元素も使っておらないのじやないか、まだ自由化

卷之三

これからも時代が進むにつれましてさまざまなお題目が出て来るであろう。そのような場面で、先生に立候り、「お題目は？」

合にも、安全性が支障を及ぼすことなく、適切かつ迅速な対応が可能となりますように、日ごろからこの最新の科学的、技術的見聞の蓄積を一層の開拓

第一類第十五號 科學技術委員會議錄第五号

五号 平成七年三月十六日

できるものがあるのかもしれない。ぜひともそういう方向でもつて、さらにひとつ御検討をいただきたいと思います。

今回の改正につきましていろいろ質問をしてまいりましたけれども、今後、放射性同位元素の利用の増大が大変見込まれる。その中でやはり何といつても安全性の確保というものに完全を期したいなぎやならぬ、こういうことでございまして、これは最重要項目であるということには今後とも変わりがない、こういうふうに思つております。

最後に、今後の放射性同位元素の安全確保について、大臣の御見解を伺いまして、質問を終わりたいと思います。

○田中国務大臣 先ほど、規制緩和等、原子力政策について白井先生はお触れになりましたので、一言申し上げますが、内閣挙げて規制緩和をやるようという御指示が総理からござりますけれども、私は、科学技術庁で原子力政策を預からせていただく立場といたしまして、むしろ強化する立場にあるかもしれませんので、科技庁の場合は少しも懇談会でも申し上げている次第でございます。

そして、今のお尋ねでござりますけれども、RIの利用が非常に広まっている、そして国民の生活を向上させるために規制を合理化していくということでありますけれども、これは今おっしゃったように、本当に何かがあった場合には非常に危険性を及ぼすものもあります。ですから、アクセルとブレーキで、アクセルだけぽんぽん踏むのではなくて、アクセルを吹かすのであれば、必要となるにはかなり強力なブレーキがばつとかけられる、そういう安全規制が伴うべきだということは、もう申し上げるまでもございません。

それで、放射線を扱う業務に従事する方とか一般の方々が放射線によって障害を起こすことがないように、より一層ブレーキとしての安全規制といふものは徹底してまいります。

○白井委員 どうもありがとうございました。

○野呂委員長 西博義君。

○西委員 新進党の西博義でございます。きょうは、お許しを得て若干の質問をさせていただきました。

いと存じます。

まず初めに、現在、放射性同位元素が幅広い分野で利用されていることは周知の事実でございまして、いただきました資料によりますと、平成五年度におきましては、放射性同位元素を装備した主な測定機器等の使用台数は大体一万一千台というふうに載つてございました。このほかにさまざま

な機器が使用されていると思いますが、例えば、医療機器として、先ほど白井議員の方から話がありましたコバルト等のガン治療に使われる機器等、それからRIの遠隔照射の治療装置、それから機械製造業等で使用されている非破壊検査装置等がござります。そんな放射性同位元素を装備した装置の使用台数の総数は、一体幾らになるのか

といふことをひとつお伺いを申し上げたいと思います。

また、この中には、医療機器等かなり高価な装置も含まれていると思います。今回、規制緩和の一つとしてリースを許可するということがうたわれておりますが、このことによつて比較的設備が調達しやすくなるということが考えられると思ひます。また、最近の急速な技術革新によつて陳腐化したこういう機器等に対する更新、これが容易になるのではないかというふうなことも考えられます。

そこで、今のお尋ねでござりますけれども、RIの利用が非常に広まっている、そして国民の生活を向上させるために規制を合理化していくということでありますけれども、これは今おっしゃつたように、本当に何かがあった場合には非常に危険性を及ぼすものもあります。ですから、アクセルとブレーキで、アクセルだけぽんぽん踏むのではなくて、アクセルを吹かすのであれば、必要なときにはかなり強力なブレーキがばつとかけられる、そういう安全規制が伴うべきだということは、もう申し上げるまでもございません。

それで、放射線を扱う業務に従事する方とか一般の方々が放射線によって障害を起こすことがないように、より一層ブレーキとしての安全規制といふものは徹底してまいります。

○白井委員 どうもありがとうございました。

ろなところで幅広く使われてございます。また用途も、先生御指摘があつたような用途で数多く使われているわけでございますが、私ども平成六年三月末現在で機器の種類別、機関別で集計しているところによりますと、総数で約一万四千台ほどになります。大どころでございますと、ガスクロが五千六百台ほど、厚さ計で二千六百台ほど等でございます。

また、賃貸の業を新しくお願いしているわけでございますが、先生から御指摘ございましたように、高価なものあるいは新しいものを利用できる機会がふえるということが想定されるわけでございます。このことによる増加そのものについては、残念ながら我々まだそういったデータを入手しておりませんが、このリース制度をお願いするに当たりまして要望等からいろいろデータを収集したところでは、現在販売しているものが賃貸に変わるというようなものもございますので、なかなか把握しづらいのですが、賃貸という形でいろいろ利用されるものについて、これは単価も数百億から数億のもの、いろいろございますが、大

幅度二百件程度賃貸でやりたいというような希望が寄せられておりまして、機器の総額で数十億から数百億、そういうような数字を私ども把握しております。

○西委員 先ほど総台数を御説明いただきましたよう

に、その機器自体で放射線障害防止機能を十分確保しておると、いうものがこの表示付制度で申請する基本要件でございますので、そういうことから

しますと、現在はガスクロのEC-Dというこ

なるわけですが、今後環境問題でいろいろ

利用されるものの一つとして、硫黄分析計とか

液面計とか、その他いろいろございます。そい

うものについても、具体的に放射線障害防止の観

点から十分安全が担保されるということが確認さ

れれば、この制度で運用していくことになろうか

と思っております。

○西委員 新聞によりますと、一九九〇年に東大

病院で、放射性同位元素の管理がござんであつて、問題になつたことがございました。その新聞

の情報によりますと、科学技術庁で年間四百カ所

の立入検査をなさつたということが出ておりまし

て、その結果四割から五割の事業所で違反が見つ

かつた、こういう報道がされております。その後

も不法処分をしたり紛失したりという事件が起き

ておるということも書かれております。

現在、科学技術庁の行う立入検査はどのように行われているのか。さらに、検査官の方は何人いらっしゃつて、一年間でどの程度の検査をされて

○白井委員 どうもありがとうございました。

Dじゃなくて、ガスクロマトグラフそのものは何度も仕事で使つておりましたが、同僚に聞きますと、EC-Dは非常に感度がよくて、今後環境問題の分析等、要するに低濃度のものを高感度で検出する非常に優秀な機械であるというふうな報告を受けおります。また、きのうも製造業者にも確かめましたところ、低レベルの放射性元素ですか

ら問題ないと、いうことも確認をいたしました。

これ以外に、最近技術的にもかなり進歩してお

りますので、製造過程においてきちんとシールド

を完全にすれば問題ないというものが、今後規制

をかめましたところ、低レベルの放射性元素ですか

ら問題ないと、いうことも確認をいたしました。

○笹谷政府委員 先生御指摘ございましたよ

りに、その機器自体で放射線障害防止機能を十分確

保しておると、いうものがこの表示付制度で申請す

る基本要件でございますので、そういうことから

しますと、現在はガスクロのEC-Dといふことに

なるわけですが、今後環境問題でいろいろ

利用されるものの一つとして、硫黄分析計とか

液面計とか、その他いろいろございます。そい

うものについても、具体的に放射線障害防止の観

点から十分安全が担保されるということが確認さ

れれば、この制度で運用していくことになろうか

と思っております。

○西委員 新聞によりますと、一九九〇年に東大

病院で、放射性同位元素の管理がござんであつて、問題になつたことがございました。その新聞

の情報によりますと、科学技術庁で年間四百カ所

の立入検査をなさつたということが出ておりまし

て、その結果四割から五割の事業所で違反が見つ

かつた、こういう報道がされております。その後

も不法処分をしたり紛失したりという事件が起き

ておるということも書かれております。

現在、科学技術庁の行う立入検査はどのように

行われているのか。さらに、検査官の方は何人いらっしゃつて、一年間でどの程度の検査をされて

○白井委員 どうもありがとうございました。

いるのか。また、その結果何割程度の事業所で違反が見つかっているのか。そして、指導をどのようにされているのか、このことについて御答弁をお願いしたいと思います。

○ 笹谷政府委員 東大病院の件は新聞等で大きく取り上げられたわけですが、もともとは法の施行以前の廃棄物等について、その処理が適切でなかつたということがまず第一の起因でございます。

それはさておきまして、私も、放射線障害防止法に基づきまして、その使用者等に課せられてゐる義務、これが適切に遵守されているかどうか、こういうことを確認するという観点から立入検査を行つておきます。

平成五年度は、十二名の検査官によつて三百三十二件の立入検査を実施しております。この検査におきましては、安全に万全を期す、こういう観点から、帳簿の記載等きめ細かな観点から指導を行つているところでございます。その結果、数字的には大きくなつておるわけですが、平成五年度では約四割、昭和五十九年度では約六割、平成元年度では五割、こうしたことになつてゐるわけでございますが、年々改善されているわけがござります。

この数字は、半分以上じゃないかということです。

非常に御心配をされるかと思ひますが、数多くの機関で使われておるということから非常にきめ細かくやつておりますし、例えは帳簿の記載事項

で、氏名が適切に書かれていたとかあるい

は管理責任者の印がなかつたとか、そういうもの全部一件に数えておりますので数は多くなつておりますが、安全上直接影響を及ぼします施設の不備とか、それから取り扱い上の問題、こういうことについての指摘なり指導というものはほとんどございません。

例えは、こういう放射線のマーク、三葉マークがござります。こういうものを排水施設とか何かに貼付するわけですが、そういうものの貼付がちよつと見えづらいどころにあるとか、あるいは張つていないとか、こういうものも数に入つてござ

いますので、この数が四割とか五割でござるだといふことはございません。

○ 西委員 まず弁解がございましたが、昭和五十九年の六割から四割程度に減つておる、こういう御答弁でございました。

確かにおっしゃることは事実だらうと思います。御専門の方の指導のもとになされてることでござりますので、その資格を持つていらつやらない方が操作をされ、また使用されるときも、その専門の方の指導のもとになされておるといふことは別に疑つておるわけではありませんが、小さなことはいえきちつと規則があるわけですから、その規則を守るのか、そんなことが大したことでなければもう要らないのか。いつまでも五割から四割に減つたとか、また、若干ふえたとかいう議論をするこの意味というのが本当にあるのだろうか。

そうおっしゃるなら、それこそ規制緩和してい

るのかということだらうと僕は思つております。

やるのならきちつともつと指導すべきで、何年や

つたつて五割程度をうろついてるような立入検

査は、本来その法の意味が問われるのではないか

というふうな感じがいたします。

その辺のところを、きちつと管理体制を再度し

ていただきたい。これからさらリースによつて

使用の拡大がふえることが予想されますので、こ

れを機会に再度徹底した御注意をお願いしたいと

思ひますが、一言お願ひいたします。

○ 笹谷政府委員 先生御指摘のとおり、こういう

厳重な規則でやつておりますので、そういうものにきつととのつとつてやるのが基本でございま

す。我々も立入検査あるいは放射線取扱主任者

がそれぞつておるところが大多数でございま

すので、そういう放射線取扱主任者の会合を通じて、より安全あるいは規則の遵守を徹底するよう

万全の体制で臨みたいと思っております。

○ 西委員 放射性廃棄物のことについてお伺いを

申上げます。処理処分の方法です。

原子力委員会がお出します原子力の研究、

いますので、この数が四割とか五割でござるだといふことはございません。

○ 西委員 まず弁解がございましたが、昭和五十九年の六割から四割程度に減つておる、こういう御答弁でございました。

確かにおっしゃることは事実だらうと思います。御専門の方の指導のもとになされてることでござりますので、その資格を持つていらつやらない方が操作をされ、また使用されるときも、その専門の方の指導のもとになされておるといふことは別に疑つておるわけではありませんが、小さなことはいえきちつと規則があるわけですから、その規則を守るのか、そんなことが大したことでなければもう要らないのか。いつまでも五割から四割に減つたとか、また、若干ふえたとかいう議論をするこの意味というのが本当にあるのだろうか。

そうおっしゃるなら、それこそ規制緩和してい

るのかということだらうと僕は思つております。

やるのならきちつともつと指導すべきで、何年や

つたつて五割程度をうろついてるような立入検

査は、本来その法の意味が問われるのではないか

というふうな感じがいたします。

その辺のところを、きちつと管理体制を再度し

ていただきたい。これからさらリースによつて

使用の拡大がふえることが予想されますので、こ

れを機会に再度徹底した御注意をお願いしたいと

思ひますが、一言お願ひいたします。

○ 笹谷政府委員 先生御指摘のとおり、こういう

厳重な規則でやつておりますので、そういうものにきつととのつとつてやるのが基本でございま

す。我々も立入検査あるいは放射線取扱主任者

がそれぞつておるところが大多数でございま

すので、そういう放射線取扱主任者の会合を通じて、より安全あるいは規則の遵守を徹底するよう

万全の体制で臨みたいと思っております。

○ 西委員 放射性廃棄物のことについてお伺いを

申上げます。処理処分の方法です。

原子力委員会がお出します原子力の研究、

開発及び利用に関する長期計画、平成六年に出ておりますが、この文書を読んでおりますと、放射性廃棄物の処理は海洋投棄にかえて地中埋設する方向、こういうふうに出ております。逆に言いますと、これまで海洋投棄をしていたということになりました。

○ 岡崎(俊)政府委員 御指摘のR-Iの廃棄物につきまして、五年度の実績を申し上げたいと思いま

す。医療機関からは七千五百七十四本、研究機関からは四千六百三十本、その他の機関から五千三十六本、合計一万七千二百四十本が社団法人の日本アイソトープ協会によって集荷をされておるわけがございます。集荷をされました後、この廃棄物は、それぞれの廃棄物の形態に合わせまして、焼却でありますとか、あるいは圧縮等のいわゆる減容の処理を行います。その減容によりましておおよそ十分の一から十五分の一程度に減容され、御指摘の保管施設において安全に今保管されておる、このような状況でございます。

二百リットルのドラム缶に換算をいたしまして、医療機関からは七千五百七十四本、研究機関からは四千六百三十本、その他の機関から五千三十六本、合計一万七千二百四十本が社団法人の日本アイソトープ協会によって集荷をされておるわけがございます。集荷をされました後、この廃棄物は、それぞれの廃棄物の形態に合わせまして、焼却でありますとか、あるいは圧縮等のいわゆる減容の処理を行います。その減容によりましておおよそ十分の一から十五分の一程度に減容され、御指摘の保管施設において安全に今保管されておる、このような状況でございます。

○ 西委員 放射性同位元素を装備した装置が、先ほどからも議論ございましたように、リース等の規制緩和によつて使用がこれからもまた増加していく予想がございますが、それに伴つて廃棄物の増加、また交換による増加等が見込まれております。この処理能力の不足が予想されることが多いという予想がございますが、それに伴つて廃棄物の増加、また交換による増加等が見込まれております。この処理能力の不足が予想されることが多いですが、どう今後対応していく予定か、お伺い申し上げます。

○ 岡崎(俊)政府委員 ラジオアイソトープを利用することに当たりまして、この廃棄物の処分を適切に行つていくことが極めて大事であるというふうなことは、当然のことだと思っております。このためには、特に発生量そのものを低減化させるということ、減容処理技術等の高度化を図るということとが大変重要なことではないか、このように思つております。

具体的に、この発生量の低減化のために、日本アイソトープ協会におきましては、発生量の低減の必要性あるいはその具体的方策について、大変

数多くの使用者の方々に周知をし、具体的な分別

管理等についての協力をお願いをしておるというところでございます。このような成果もございまして、平成四年度あるいは五年度の集荷量は、それぞれ前年度に比べまして約一千本ずつ減少しております。このような状況でございます。

さらに、減容処理技術の高度化につきましても、例えは焼却型のフィルターの開発であるとか、あるいは難燃性の廃棄物でもできる限り焼却できるように、その技術の開発というものを行つておるということでございます。

さらに、今後、こういった努力によりまして廃棄物の発生そのものが抑制されつつあるわけでございますが、全体的にはもちろんふえてまいります。ただし、こういった努力によりまして、保管能力が不足するというような事態には至らないものと見込まれておりますけれども、長期的にいは、先ほど先生も御指摘いたしました長期計画に沿いまして、着実に最終的な処分の方策についての施策を進めていくということが大変大事ではないかと思っております。

○西委員 廃棄施設それ自体がかなり環境に負荷を与える可能性がある、こう考えられます。したがつて、環境行政を中心とした環境行政が推し進めようとしている、先ほども答弁されました廃棄物の減量化という方向も大変重要な方向だらうといふふうに思います。しかしながら、おっしゃいましたように、確実に増加することはこれまでの事実でございまして、このR-Iの廃棄物が、環境に対する負荷という意味では、ますますやはり問題化されることは事実であろう、こう思つております。國民の環境保全を求める声は一方でますます高まつてくるわけでございますが、環境保全という面で環境庁とどのような協議を行つておるかについて御答弁をお願いします。

○岡崎(俊)政府委員 この放射性廃棄物の処理処分に当たりまして、安全確保でありますとか、あるいは環境の保全ということが大前提であるという観点から、具体的には、先ほど申し上げました

発生量の低減化であるとか、あるいは減容についての努力をいたしております。さらに、このR-Iの使用施設あるいは廃棄施設そのものからの、それで前年度に比べまして約一千本ずつ減少しております。このように認識しております。

今後とも、基本的にこの放射線障害防止法の厳格な適用によって安全確保に努めてまいりますけれども、必要に応じまして、環境省とも十分相談をしながら進めてまいりたいと思います。

○西委員 廃棄施設について、周辺住民に対して、先ほどちよつと私、簡潔に申し上げましたので、答弁がいただけなかつたのかと思ひますが、今十数カ所廃棄施設があるというふうに言われております。その場所、さらにはその内容等についての情報公開がどの程度行なわれているのか、これについてお願いします。

○岡崎(俊)政府委員 放射線利用、それから原子力開発利用全般について、地元の住民の方々あるいは広く国民の方々の御理解の上に立たなければならぬといふことが極めて重要であろうかと思つております。

このような観點から、このラジオアイソotopeにつきましても、集荷の数量であるとかあるいは処理数量、こういった統計データというものを取りまとめて、放射線利用統計というわかりやすい形でもって広く公開をいたしておりますといふのが基本でございます。

さらに加えまして、十数カ所のこういった地元の方々に対する情報の提供というのに、アイソotope協会あるいは日本原子力研究所も鋭意取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、例えば、医療用のR-I廃棄物を取り扱つております日本アイソotope

滝沢研究所につきましては、地元の滝沢村との間に公害防止に関する協定というのを結んでおりまして。この協定に基づきまして、周辺の環境放射能のモニタリングデータというものを公表しております。さらに、地元の住民の方々に、この施設内に設けられたP.R.館の展示であるとか、あるいはパンフレットの配布、あるいは定期的な施設の公開、こういった形で積極的に情報公開をし、やはり地元の住民の理解を求める努力がなされておりと承知しております。

もちろん、今後とも、廃棄事業者に対しまして、住民の理解を得て事業の円滑な推進が図られるよう、こういった努力をさらに進めてまいりたいと思つております。

我々も指導をしてまいりたいと思っております。

○西委員 ただいま滝沢村に対する具体的な情報公開並びに住民との協議の様子、答弁いただきましたが、すべての施設についてそういうことが行われていると解釈してよろしいのでしょうか。

○岡崎(俊)政府委員 今のは滝沢村についての具体的な例を申し上げましたけれども、その他の施設についても、できる限り同様に、積極的に地元の御理解をいたくような努力をなされていると私も思っておりますが、今後とも、そのような努力はされるように指導してまいりたいと思つております。

○西委員 先ほどちよつとお触れになつたかと思うのですが、放射性廃棄物の最終の処分の問題ですね。二、三十年前には海洋投棄をしていた時代があつて、それをやめて、今こういうふうにして廃棄施設に貯蔵しているわけですが、この方法についてそろそろ考えていく時期に達しているのではないかというふうに予想しておるわけですけれども、どのような具体的な案が今検討されているのか、状況についてお伺い申します。

○岡崎(俊)政府委員 具体的な処分に入ります前に、一言このR-I廃棄物の特徴を簡単に御説明申し上げたいと思いますけれども、いわゆる原子力発電所等から発生します廃棄物に比べまして、比較的放射能レベルが低いということが第一点、そ

れから半減期が比較的短い核種を多く含んでおるということが二点目、それから三点目として、焼却等の適切な処理によつて減容できるものが大変多い、こういう特徴を有しておるわけでございます。

こういった特徴を踏まえまして、先生も御指摘をいただきました昨年六月に原子力委員会が策定をいたしました原子力開発利用の長期計画におきまして、この点について御審議をいたいたわけでございます。その審議の結果として、今後の処分の方法について、三つの方法について指摘がなされておるわけでございます。

その一つは、放射能レベルの比較的低いものについては、浅地中処分または簡易な方法による地中処分、こういったようのが第一点、第二点目が、半減期の極めて短い核種のみを含むものにつけましては、段階管理を伴わない簡単な方法による

浅地中処分、それから三点目といしまして、一部にはアルファ核種のような長半減期核種を含むものもございます。この廃棄物につきましては、いわゆる核燃料サイクル関係のTRU核種といふ核種を含む廃棄物についての処分と半減期の長い核種を含む廃棄物についての処分とを併せておりまして、この廃棄物につきましては、この処分を参考にしながら進めていくべきだ、こういう指摘がなされておるわけでございます。

この長期計画の考え方に基づきまして、現在既に日本原子力研究所及び日本アイソotope協会を中心に検討委員会といふものを設けております。ここで、例えば将来の廃棄物の発生量の予測でありますとか、あるいは埋設処分に係ります管理制度であるとか、あるいは本当に安全に行えるかどうかといった安全の評価の問題、こういった問題について、主として技術的な検討を今鋭意進めております。

国としましては、こういった検討を促進するとともに、これらの検討結果を踏まえまして、今後の処理であるとかあるいは処分体制の整備に係るいろいろな施策の推進に努めてまいりたいと思つております。

○西委員 時間が迫つてまいりました。最後に大臣にお伺いを申し上げます。

○西委員　時間が迫つてまいりました。最後に大臣にお伺いを申し上げます。

私は、今手元に科学技術会議の「新世紀」に向けてとるべき科学技術の総合的基本方策についてに対する答申、こういう資料をちょうど大いしておられます。ですが、科学技術会議が発足して三十年になると言われております。總理が議長で、もちろん科学技術庁長官も議員の一員という構成になつておるわけですが、私は、この科学技術会議の時宜を得た提言が、今日の技術立国としての日本の基礎をつくる上で大変重要な役割を果たしてきたといふうに高く評価しております。

天然資源のない日本にとって、科学技術を生み出していく人的な資源こそ大切な資源であるということを的確に認識をされておられまして、例えれば一九六〇年に第一回の答申がなされました。そのときの内容は、高度成長の一九六〇年代、こういうことを目指して、理工系の人材の大幅な増強、それから研究開発の大幅強化、こういうことを提言をされました。

それを受け多くの施策がなされているわけですが、例えば、その後、昭和三十七年から四十年のこのわずか数年の間に、全国に高等専門学校が設置をされております。私も二年前まではそこで二十年間御厄介になつてきた一人でございますが、そういう素早い中堅技術者の養成を行つております。

それから大学関係におきましても、私も化学を専攻してきたのですが、昭和四十二年に大学に入學しましたときに三期生でございました。化学工学科という学科ですが、つまり、昭和三十九年に新しい学科ができた。これも全国に化学工学科、いわゆるプラントのエンジニアを養成する学科でございますが、高度成長を目指して石油コンビナートをあちこちで建設されようとしている時期に、そういう専門の技術者を養成するという目的のために、四十年前後に全国の工学部に数多く設置された、そういう学科だというふうに認識をしております。

○田中國務大臣 科学技術会議は、昭和三十四年に発足して以来、それぞれの時代のニーズというものと的確にとらえて対応しているというふうに基本的に評価をいたしております。ですが、これから時代はさらに地球規模の問題ということで、世界の国際情勢というものが非常に密接にリンクageしておりますので、そういう中で、なお一層こうした顕在化している問題を的確に対応できるよう、状況の変化を確実に見て対応していくような方策をとらねばならないということを基本認識いたしております。それから、ちょっと離ますが、今、持ち時間内ずっと西先生が御質問くださったこのR-Iの問題でございますけれども、利用の増大に伴つて廃棄物がふえてくる。そうすればその貯蔵施設、廃棄施設はどうするかというような問題とか、それから、それが結果的に利用がふえれば環境に影響してくる、そういう本当に現場を踏まえたよく認識なさった具体的なお尋ねをいただきまして、本当にありがたかったと思っておりますので、今回の規制の合理化に伴いまして、今御指摘いたしましたことを十二分に踏まえて施策を進めていきたいと思います。的確な、とてもいいお尋ねをいただきました。

○西委員 大変積極的なコメントをちょうだいしまして、感謝しております。

最後に、もう一問だけ、時間ももうそろそろあらためですので、大臣にお尋ねを申し上げます。

私は、もう一つ、アメリカのクリントン政権の最近出した書類を持っていましたが、新しい世紀へ向けての科学技術政策などについてお尋ねを申し上げたいと思います。

アメリカでは、一九九三年、クリントン政権が、大統領を議長として、副大統領など閣僚レベルの構成員から成る国家科学技術会議が設立をされ

学と題する報告書がまとめられて、アメリカ政府が国家戦略上科学技術政策を重要な位置に置いているということがうかがわれます。日本ではいわゆる情報ハイウェー等のことで有名になつたあの時期の報告でございますが、実はその根底をなすのは科学技術であり、その科学技術に対する教育、国民の教育に至るまでの綿密な施策が打ち出されています。

二十一世紀に向けて、日本では、先ほど申し上げました科学技術会議が「新世紀に向けて」と題する答申を出しております。この答申では、公的部門の科学技術活動が相対的に弱体である、また、基礎研究の成果としての知的ストックの拡大に関する日本の貢献度が十分でない、ますますこういふ厳しい評価をしております。そして、今の理科離れや創造的研究の少なさなど、日本の科学技術分野の危機的状況が叫ばれているわけでございますが、科学に携わってきた一人として、私も同様に現在のこの科学技術に対する危機というのを感じております。

科学技術の振興は日本の将来を左右する重要な課題である、こう申し上げておきたいと思います。この科学技術政策を国的主要施策と位置づけ、アメリカのようにトップリーダーがみずからリーダーシップを發揮すべき時期ではないか、このように思います。

また、私たち、旧連立政権時代にこのような認識をいたしまして、科学技術振興の第一歩として、予算編成上で知的社会形成特別枠を創設してはどうかということで努力をしてまいりました。科学技術会議の答申の中でも、政府の研究開発の投資額をできるだけ早期に倍増する、こういうことを提言しております。来るべき二十一世紀を展望して、大臣の力強いリーダーシップを期待するものでございます。一、二年の間にこの科学技術予算額をぜひ倍増に持つていただきたいと、いうふうに御要望する次第でございます。大臣

○田中國務大臣　長い間の多くの先輩方の御努力、認識、提言等を踏まえて、このたび、御案内などおり、科学技術振興調整費が百五十五億円（予算三十億円）という十四年ぶりに大きな額をつけていただきましたし、公共投資重点化枠も三十億円いただきました。それは諸先輩、皆様の認識と御努力の結果だろうと思います。ですから、一、二年のうちに倍増ということは、目指しますけれども、いざれにいたしましても、科学技術の創造立国を目指しまして最善の努力をいたしますので、ぜひお力添えいただきたいと思います。

○西委員　どうもありがとうございました。

○野呂委員長　秋葉忠利君。

○秋葉委員　きょうのこの法案に関連いたしまして、放射性同位元素放射能を扱う環境ということですが、これも広い意味では原子力、放射線と一体になつてゐるわけです。

最初に大臣伺いたいんですが、こういつた放射線あるいは原子力といったものを我々が扱う環境としての政府としての基本的な姿勢、どこを強調されているのか、まずその点から、一般的な質問で答えようがないと言わてしまえばそうかもしれません、が、まず基本的な姿勢から伺いたいと思います。

○田中國務大臣　先ほど白井先生のお尋ねにお答え申し上げたことに尽きるかというふうに思いますが、それとも要するに、この放射線利用等が普及すればするほど、その安全性ということには万全を期していく、安全性の確保と平和利用というふうに、とにかく徹底することは申し上げるまでもないわけですがございまして、理学あるいは環境、工業、農業、あらゆる分野で身近に私どもの生活に役立つようになつておりますから、なおのこと安全規制ということは、先ほどアクセルとブレーキで御説明を申し上げましたが、その観点を忘れずに置いていかたいというふうに考えます。

○秋葉委員　ありがとうございます。

子力の平和利用ということが我々の子供時代に出でまいりました。そのころ、将来のバラ色の絵を見せられて大変感激した覚えがありますけれども、それと同時に、その当時に原子力四原則といいますか、安全、平和、民主、公開といったような原則が出てまいりました。やはり私も安全といふことが基本であるという点については全く同意見ですでの、そういうふたつ観点から、あと何点か質問をさせていただきたいと思います。

実は、これは関連分野なんですが、阪神大震災ということで地震の問題が非常に関心的になつておりますので、それに関連して。これまでも何度も同僚議員、今村議員なども伺いましたけれども、まだ十分に我々の意が伝わっていないんではないか、あるいは十分なお答えをいたいでない点もあるんではないかということで、原発の立地とそれから地震ということとの間に何を絞つて伺いたいと思ひます。

まず第一点なんですが、原発の日本全国における立地を考えてみますと、どうも非常におかしいところに原発があるという印象を受ける人が多いのではないかと思います。それは、いわゆる予知連絡のつくつている観測強化地域あるいは特定観測地域ですか、そういった地域を見ますと、日本の原発のほとんどがそういう地域に集中をしているということがございます。

その点を少々理解するため、普通に素人考えでは、地震がたくさん発生するところには原発は置かない方がいいだろうというのが常識だと思いまますけれども、現実はそうではなくて、地震がたくさん起きそうなところに原発が設置されているということになつております。それには恐らく何なるわけですから、まずその観測地域の目的、意味について伺いたいと思います。それが一点です。

それから、常識では、こういうふたつ観測を強化し

なくてはいけない、特別に観測をしなくてはいけないということは、前にも申し上げましたように、地震が起りやすいというふうに考えられる地域なんですが、そういうふたつに原発をなぜ設置したのか、そのことについて、原則をまず確認しておきたいと思います。

國土地理院の方いらつしやつていますね。

○城処説明員 お話の第一点目について御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、地震予知連絡会が設けられておりまして、これは地震予知の研究を進めるということで、さまざまに予知に関するデータの交換でありますとか学術的な検討をやつしているところでございます。その研究あるいは観測を効率的にやるということと、特定期間地域あるいは観測強化地域というものを選定しているということでござります。

その考え方は、過去に大きな地震があつて最近大きな地震が起きてない地域でありますとか、活構造地域と呼んでいますが、活断層があるのかないのかといったこと、あるいは最近地殻活動が活発になつてきているかどうかというような点を御判断いただいた、予知連絡会で判断がなされていっているものでございます。

○秋葉委員 確認いたしますけれども、その観測地域、二つの種類がありますが、それは普通の言葉で言えば、これから地震が起りやすい地域だというふうに考えてよろしいわけですね。ほかのところと比べて、つまり、そういう特別な地域あるいは特定地域の方が地震が起りやすい、あるいは起る確率が高いところというふうに考えていいんですね。そうでなければ、観測地域はほかの地域と比べて地震の起る確率が低いところということになつてしましますから、どちらかはっきりしてください。

○城処説明員 先ほど申し上げましたとおり、地震予知についてはこれから研究にまつところも多いということで、なるべく効率的にやるという

なくしてはいけない、特別に観測をしなくてはいけないということは、前にも申し上げましたように、地震が起りやすいというふうに考えられる地域なんですが、そういうふたつに原発をなぜ設置したのか、そのことについて、原則をまず確認しておきたいと思います。

國土地理院の方いらつしやつていますね。

○城処説明員 お話の第一点目について御説明をさせていただきます。

御承知のとおり、地震予知連絡会が設けられておりまして、これは地震予知の研究を進めるということで、さまざまに予知に関するデータの交換でありますとか学術的な検討をやつしているところでございます。その研究あるいは観測を効率的にやるということと、特定期間地域あるいは観測強化地域というものを選定しているということでござります。

その考え方は、過去に大きな地震があつて最近大きな地震が起きてない地域でありますとか、活構造地域と呼んでいますが、活断層があるのかないのかといったこと、あるいは最近地殻活動が活発になつてきているかどうかというような点を御判断いただいた、予知連絡会で判断がなされていっているものでございます。

○秋葉委員 確認いたしますけれども、その観測地域、二つの種類がありますが、それは普通の言葉で言えば、これから地震が起りやすい地域だというふうに考えてよろしいわけですね。ほかのところと比べて、つまり、そういう特別な地域あるいは特定地域の方が地震が起りやすい、あるいは起る確率が高いところというふうに考えていいんですね。そうでなければ、観測地域はほかの地域と比べて地震の起る確率が低いところということになつてしましますから、どちらかはっきりしてください。

○城処説明員 先ほど申し上げましたとおり、地震予知についてはこれから研究にまつところも多いということで、なるべく効率的にやるという

ことで地域をある程度限定していくといふことで、先ほど申し上げましたような条件で判断がなされていると理解しておりますが、結果としてそういうふたつとも言えようか、先生御指摘いたいたようなことをも言えようかと思います。

それで、これは科技庁か通産かどつちかわかり行つてぜひそういう発言を被災者の前で言つていただきたいと思います。

○秋葉委員 まことに心もとない答えで、神戸に行つてぜひそういう発言を被災者の前で言つていただきたいと思います。

○城処説明員 お答えいたします。

原子力発電所の立地に当たりましては、立地指針というものがございます。先生御承知のとおりでございます。「大きな事故の誘因となるような事象が過去においてなかつたことはもちろんあるが、将来においてもあるとは考えられないこと。また、災害を拡大するような事象も少ないこと。」

具体的には耐震の指針、これも先生よく御存じでございますので中身については省略いたしますが、基本的な考え方とは、そのサイトに耐え得るようないふな耐震設計を行うといふことが基本でございますので、立地選定に当たりまして活動可能性のあるところはもちろん避けるわけでございますが、基本的な考え方とはそういうことでございます。

○秋葉委員 それで、実は各原発のあるところで、原発をつくるときに、その原発ごとに大体周囲の状況を見て、どのくらいの規模の地震が起こる確率があるかということを考え、どんな地震が起きたときも大丈夫なよう設計してある、平たく言えばそういうことだと思います。

具体的な数字を挙げて、本当に今おつしやつたようなとおりの設計が行われているのかどうかといふところを疑問にしたいのですが、その前に、実は私がここで取り上げたいのは「もんじゅ」があるあたりなんですが、これは敦賀湾の周辺

です。これは一九七八年に改定された特定観測地域からは除かれていますね。改定されたものから除外されているのです。最初の、七〇年だったときの理由というのはどうしたことなんでしょうか。改定で直ちに議論をいたしまして、四十五年には特定の考え方が出されております。

○城処説明員 観測をするための強化地域でありますとか特定観測地域というのは、先ほど申し上げましたような考え方で、昭和四十四年に発足した予知連絡で、四十一年に基準で変更がなされておりますので、区域を加えます。

その後、多少の改定がなされますが、観測地域については区域を拡大するとか区域を加えます。それで、これは特定観測地域と云うのは、先ほど申し上げましたような考え方で、昭和四十四年に基準で変更がなされておりますので、区域に関して言えば、減少したというようなところは承知をいたしていないという実情でございます。

○秋葉委員 比較的北側から若狭湾の方に向けて、最初は入つていましだれども、新しい方では除かれていますから、それは今は誤解じゃないかと思うのです。

○秋葉委員 比較的北側から若狭湾の方に向けて、最初は入つていましだれども、新しい方では除かれていますから、それは今は誤解じゃないかと思うのです。

それで申し上げたいのですが、実は敦賀、これは新しい特定観測地域には入つていないところですが、力武常次先生といふのですか、地震の権威だということと本を買って読みましたけれども、その中に、日本列島の主要地点が内陸活断層の活動及び海域地震によつて、西暦二〇〇一年から一〇年の期間にこうむる加速度が百及び三百ガルを超える確率というのが出でています。

三百ガルといふのは大体震度六といふことですので、これでこの確率を見てみると、恐るべきことには一番確率の高いのが静岡です。二番目が高山、これは飛騨高山です。三番目が敦賀になつて、これは原発のたくさんあるところのすぐ近くであります。それで四番目が神戸。今度神戸でこれほど大きな地震が起つたのですけれども、となると、

のなんです。

その中で参考になるのが、今回の阪神大震災と

実際に今回の震災において、神戸大学の工学部に

とになつています。水平方向だけではなくて上下

ところが、これをちょっと変えて、内陸活動だけにする。それで確率を調べると、実は一番目が高山、これは変わりませんけれども、二番目に敦賀。静岡というのは要するに海の方に震

震源地を持つ地震なので、内陸の活断層というところでは教習が二番目になつてしまふ。それほど地震の起る可能性が高いところで、やはり特定観測地域等を設置する際にはもう少し注意深くこれを行うべきではないか。

意的などをされていないのであれば、それはいいのですけれども、しかしながら、一方にこれほどはつきりとした確率まで計算した結果がありながら、特定観測地域を設定する際にはそれが反映されていないということは、やはりゆしき問題だと思いますから、注意を喚起しておきたいのです。

その中で参考になるのが、今回の阪神大震災と比べて大体同じような想定をしているというものを選んでみたのですけれども、柳ヶ瀬断層、ここで地震があったとする、規模がマグニチュードが七・二、震央距離二十一キロということで、この際の最大速度振幅、いうのは十四・九、まあ十五ぐらい。これは値はカインですから、先ほどの十九というのと距離が違えば少し違うわけですから。ということで大体同じ数字が出ておりますが、この数字について、科技庁でお持ちになつている数字、これは審査書から抜き出してきたものですから同じはずなんですけれども、とりあえず確認をしていただきたい。

実際に今回の震災において、神戸大学の工学部において計測された実際の地震の大きさというものを比べてみると、この金井式を使うことが本当に妥当かどうか、疑問を感じざるを得ないということになります。

とになつてゐます。水平方向だけではなくて上下方向もあるわけですから、これも考えに入れるべきで、少なくとも計算値よりは四倍大きい地震だった。上下方向も入れると六倍ぐらいになる。そこまで極端ではなくても、少なくとも四五倍のオーダーの大きさだったということが言えるわけです。

そこで、問題提起をしたいと思いますが、例えば「もんじゅ」の安全審査の際に、この地震が非常によく起きやすい教質で、大体その審査申請書ですか、それに載っている幾つかの断層がその近辺にあるわけですから、その最大速度振幅、これは地震がどのくらいひどいかという程度をはかる基準ですけれども、その最大速度振幅はどういう値になつてあるか、その値を得る上での根拠は何かのを伺いたいと思います。

○秋葉委員 この十四・九カインが出でてきたという基準は何かといいますと、最大速度振幅を計算するための金井式というものがあります。金井式は、そういう学者がこれを提唱して、その式が使われているわけですけれども、その式的計算結果が十  
四・九だ、こういうことだと思います。これは、震度とそれから震源までの距離が大体わかれば、ほかの定数というのは大体与えられているものと考えていいわけですから、その二つが変数で大体結果が出てくるということになっています。

それで、金井式でこれを計算いたしますと、最大速度は十二・六カインになります。十四・九といふのが鶴ヶ瀬断層の場合の計算ですから、少しは違いますけれども、その実測距離というのを少々違いますので、その点は誤差があるのかもしれません。ですから、十幾つというのが計算結果です。これをもとに原発の安全性、設計基準といふのが行われているわけですが、実測値はどうだ計算だと、この程度の地震であれば、神戸大学

めまして、いろいろなデータいろいろな学会がある  
るいは調査団から出でております。  
今回の地震の発生後、二日後でございますが、  
安全委員会に震害検討会を設置いたしまして、そ  
れで指針等の検討、確認等を行つております。過  
去もう二回ほど開いて精力的に事実関係の把握に  
努めているわけでございます。

この検討の基本的な考え方でございますが、先  
生から御指摘のあつたようなデータも含め、現在  
いろいろなデータの把握、分析に努めておりまし

設計用最強地震につきましては、これは十九ヵカイン、ガルにいたしますと二百八十ガル、根拠になりますのは一八九一年のマグニチュード八の邊尾地震を対象に、こういう数字を設定してござります。

実は私が申し上げたいのは、その金井式といふものを日本の原発の安全基準の基礎として使っていいわけですけれども、そこに使われている震度までの距離というのが実は非常に大きな問題でないかというふうに考えております。

の工学部では十一・あるいは十五カインぐらいの大  
きさの地震になるはずなのに、まず水平方向です。  
けれども、南北方向では五十五・一カインです。  
それから東西方向では三十一・〇カインです。た  
だ、これは東西と南北とこういうふうに方向が、

て、そういう中から、従来得られている知見とは  
もし仮に違った新しい知見が得られるようになると  
になりましたら、その知見を踏まえた上でこの指  
針等についての検討を行つてまいりたい、こう思  
つております。

○秋葉委員 大体その値の近くだと思ひますけれども、実はこの安全審査の中にはもう少し細かいデータが含まれております。各断層ごとにどの程度の地震が起こるかということを想定して、この断層で地震が起こった場合に、例えば「もんじゅ」のある地点ではどの程度の規模の地震が起こるという数字が出ております。

最近の学会の主張の一つとしては、震源までの距離ではなくて、震央の方が近いのですけれども、震央と断層までの距離ということの方が意味があるのではないかという問題提起が行われております。

地震の本当に一番強い方向とは違った方向で出ていますから、これは直角三角形の二辺ですから、斜辺の長さの方がもつと大きくなる。それを考え入れますと、大体六十カインぐらいだというふうに恐らく考えていいんだと思いません。  
それから、もう一つは上下方向の最大速度振幅ですけれども、これが三十三・二カインということ

○藤富説明員 通産省でも同じような、先生の御指摘の神戸大学のことについて検討を行つておりましたが、まだ検討の状況で、全体は笹谷局長がお答えしたとおりでございます。

今回、神戸大学で観測されました地震の場所は、今回複数動いたと言われる断層に近いということとか、それから、先ほど先生は岩盤の上で測

定されたとおっしゃっていましたけれども、あれは測定された地点はもともと谷合の地点でして、そこにトンネルを掘つて設置したと私どもは聞いておりまして、直接岩盤ではないと思います。

それから、先ほど先生御指摘のカイン数、私もも確かに承知しておりますが、上下方向がかなり大きいのはボルトが緩んでいたんではないかといふ指摘がありまして、それから波形を見ますと、ドリフトといって中心線に本当は上下に来るはずなんですが、若干そこはぎれております。もし何らかの修正ができるなら修正を考えなきやいけないし、何かそういう地盤の状況とか、地震計が置かれている状況をよくぶさに調査した上で検討が必要かと思っております。

○秋葉委員 それは当たり前の話で、基礎的にこういった計算を行わなくてはいけない、あるいはデータを集め際に、だれしもが基礎的なこととしてクリアをしなくてはいけない条件というのは、当然クリアされた上で話をしているつもりでございます。ですから、これは最終結果を通産省がどういうふうにお考えになるか、それは通産省の判断ですけれども、少なくとも学問的批判にたえるような形での最終結果ということです。

それから、今ドリフトの話ですけれども、上下方向の計測で一方に偏っていたというのは、私も波形を見ました。その原因というのは、実際に観測をした人の話では、確かに計測器が傾いていました。その傾きを考え入れてコンピューターで今補整をやっているということですから、上下については確かにおかしいので、片方だけしか波が出てこないというのは絶対におかしい話ですから、それは補整されるというふうに思います。それにしてもちょっと問題提起をしたかったのですが、ともかくこれほど大きな数値の乖離があるということは、やはり根本に立ち返って問題を考えなくてはいけない。

このところも非常に基礎的なところなんです

が、なぜ断層までの距離と震源までの距離が問題

になるかというと、ちょっと誇張した図をかきましたので、これをこちらください。ここに原発があつたとして、ここが震源だとしますね。そうするとこれが震央、その真上ですけれども。

例えばこういう状況のときに、震源というのは地下の非常に深いところにある。ところが、最近の地震学者の考え方では、実はこの上の短い距離が意味があるので、こっちの方は余り意味がないんじゃないのかということなんですが、金井式といふのは実はこれをとつてているわけです。だから、この距離が短くて非常に大きな地震になるようなケーズでも、金井式を使うと、この縦の部分が長いために弱い結果になってしまいます。その弱い結果に基づいて、それに耐え得る原発をつくればいいんだよという結果になつているとすれば、この一番基本的なところに戻らなくてはいけないといふことを申し上げたかたがであります。

最後にもう一つ、残念ながら時間があまりませんので、これはまたいろいろと科技庁の方あるいは通産の方等とお話をさせていただきたいと思いますけれども、もう一つこれに関連して、これまで最近話題になつておりますガラス固化体の輸送、高レベル放射性廃棄物の返還に係る問題ですが、このことについて一問だけ一般的なお考えを伺いたいと思います。

実は三月十四日に青森の県議会で、この問題について安全性の確保と情報公開に関する決議案とそれが提出されました。提出者は、驚いてはいけないのかもしれません、歓迎すべき変化な

んですが、すべて自民党の県会議員の方です。この内容は、情報公開が行われること、返還される高レベル放射性廃棄物の内容、それから安全審査の経過、結果、海上輸送のルート、入港の日時、こうしたことについての公表が行われない場合には、知事は入港拒否を行うべきであるといふ旨の決議でございます。この基本的な原則といふのは、これも大事だと思いますが、企業の秘密より人の命を優先することが大事ではないかといふことがこの決議の中心的な考え方になつてお

ります。こういう決議が青森県で通つたということについて、大臣のコメントを一言お願いしたいと思います。

○田中国務大臣 今回の青森県の県議会での決議は、今おっしゃったように自民党が中心になさつてくださつて、基本にある理念は、情報の公開といふことで四点おっしゃつてあると思います。そして、入港の期日等につきましても、公開できることはどんどんしていかなければいけないというふうに思つております。

ただ、今までの輸送ルートにつきましては、再三再四、衆議院、参議院の予算委員会等で御答弁申し上げましたけれども、イギリス、フランス等との兼ね合いもありまして、国際的にも反対をする運動家たちが追跡をしたりするというようなこともありましたもののですから、公開はいたしませんでしたけれども、あと求められていることは、入港の期日等、それらについてはできるだけ情報公開をしていきたいというふうに考えております。

○秋葉委員 ありがとうございました。時間が参りましたので、これで私の質問を終わらせていただきます。

○野呂委員長 吉井英勝君。

○吉井委員 私は、まず、放射線とそれから法律案の問題について最初に伺つておきたいと思います。

地球の約四十六億年、NHKの特集番組などによりますと、生命四十億年の旅とかそういう特集等も今行われておりますが、そういう歴史の長い中で、宇宙放射線とか大地放射線とのバランスの中で生物は生きてきたというのがこれまでの経過だと思います。一度断ち切つたのを自然放射線にさりますと、自然放射線を断ち切ると増殖は進まないのですね。一度断ち切つたのを自然放射線にさりますと、また増殖は進んでいく。

それから、別なことを少し考えてみますと、私は新幹線で東京へ来るわけですが、浜名湖の上を走つているときというのは放射線被曝は減る

わけですね。丹那トンネルへ入るとふえるわけに行つた人たちが、日本から飛行機で飛び立つて、ロシアへおりてチエルノブイリへ近づくまでに、もちろんチエルノブイリへ行つたらすごいものですが、それまでの間は実は飛行機に乗つているときの方が被曝量が多いのです。これは当たり前のことであるわけです。ですから、バックグラウンドの自然放射線の中で我々は生きていれば、一つは、むやみに放射線そのものについては心配するということじゃなくて、科学的にしっかりと見えていくことが大切であつて、同時に、不必要な被曝は避けるということ、それから放射線源の管理は厳しくするということ、そして放射能を帯びたものの大気中への放出というものは厳しく抑えられるということ、こういうことが基本的な問題となります。

ですから、パックグラウンドの自然放射線の中で我々は生きているんだということに立つならば、一つは、むやみに放射線そのものについては心配するということじゃなくて、科学的にしっかりと見えていくことが大切であつて、同時に、不必要な被曝は避けるということ、それから放射線源の管理は厳しくするということ、そして放射能を帯びたものの大気中への放出というものは厳しく抑えられるということ、こういうことが基本的な問題となります。

それで、不必要的被曝はあつてはいけないといふようなこと、それから安全規制の問題等につきましては、もうおっしゃるとおりでございます。きょうは特にRIの法案について御審議いただいているわけでござりますけれども、需要が広まつていつて規制を少し緩めていく、そして生活向上

に資するようにしていくことは基本ではございますけれども、そうであればなおのこと、安全といふものに対する管理は確実に徹底をしてまいります。

○吉井委員 次に、法に関して少し伺つておきたいたいのですが、リース業を新たに認める場合の放射線障害防止策についてはどのようにとらせていくのかということを、一言で結構ですから、簡潔に伺いたいと思います。

○笹谷政府委員 お答えいたします。

この質貸業者に対しまして、この質貸業者が認められるということは、あくまで安全性の確保ということが大前提でございまして、この質貸業者に対しましては、許可制度のもとにおきまして放射性同位元素を保管する施設が安全基準を満たすことなど、従来の販売の業などと同じように、放射線障害の防止のために必要となる安全確保の義務をきちっと課すということにしております。

○吉井委員 次に、政令で定める安全性の高い特

定の機器というものについて、今回はガスクロを考へるわけですが、これだけなのか、将来、政令に加えていくものとして何かお考えになつてあるものがあるのか、その辺を伺いたいと思うのです。

○笹谷政府委員 お答えいたします。

現在、具体的に想定しております装備機器はございません。しかしながら、その施設自体が放射線障害防止を十分担保するというようなものが今後技術の発展などでどんどん出てくることが予想されますので、そういうものにつきましては、そういう安全性を十分チェックした上で、この制度に乗れるかどうかということを検討させていただきました。

○吉井委員 法案に関連してはかなりほかの方からも質問がありましたが、私は少し放射線の問題に入つて伺つておきたいと思うのですが、ガスクロで使われるR-Iに比べますと、せんだつての二月二十五日でしたか、大飯原発の放射能の大気中放出量などは、これはちよと比較のオーダー

にならないということになりますが、そこで、原子力安全局やら原子力安全委員会の対応について伺つておきたいと思うのです。

マスコミ発表されたものの中では、微量の放射能漏れであったとか、それから新型検知器の誤作動になってしまった、だから故障を信じないで対応のおくれがあつたとか、そういう見出しをつけているものがありましたし、スイッチミスの原因という指摘もありました。

私は、そういうことはあつたと思うのですが、それだけでは少し見過ごしにできないものもあるのじやないかということで、実はあの大飯の事故時のチャートをいただいて眺めてみました。それでいくと、R<sub>66L</sub>というB高感度型主蒸気モニター、L、Lといふのは低エネルギー域という意味なんだようが、そのデータを見ますと、二月二十五日の午前三時十分から、実はこれはよく見ると、こううふうにして見るとよくわかるのですね。立ち上がりがついているのですね。

それで警報が発信され、これまで誤作動が八回

もあつたということですが、この警報機器は信じられないということです。

R<sub>66L</sub>についてはそういう判断があつたとしても、R<sub>19</sub>という蒸気発生器

のデータを見ますと、こちらの方は、こ

のチャートをじつくり眺めてみると、大体四十五

CpMぐらいいのところですと通常は推移してい

るのですが、ちょうどこの午前三時十分ぐらいい

のところを見てみると、通常値よりも大体一〇

%ぐらいい高く出ているのですね、五十五CpMぐら

い。それが四時十五分ぐらいいになりますと、通常値

よりもさらには三〇%ほど高い、大体五十八CpM

ぐらいいを読み取ることができます。

ですから、私は、これはR<sub>66L</sub>のデータだけ

であります。しかしながら、今回の場合は、

まだ誤作動だとはとても言えない事態としてとら

えるべきであったのじやないかと思うのですが、

この点の評価を伺つておきたいと思います。

○笹谷政府委員 先生今御指摘のありました大飯二号炉のトラブルについてでございますが、これについては私ども安全委員会の立場でチェックするということになつております。したがって、一義的には通産省がフォローしているわけでございます。したがいまして、安全委員会の対応状況をちょっと御説明させていただきたいと思います。

安全委員会では、御承知のとおり、基本設計のダブルチェック以外も、こういうトラブルについて十分フォローすることにしております。したがつて、今回のトラブルについても、先月の二十七日に通産省より事実関係の報告を受けております。現在、通産省においてその原因の調査等を行つておる段階でござりますので、通産省からはその原因とか対策について詳細なものを再度報告を受け、その妥当性について慎重に審議することといたしております。その際は、先生から御指摘のありました点も含めて十分慎重に検討させていただきます。かよう思つております。

○吉井委員 日本の原子力の安全性についてのチエックというのはダブルチェックだ、通産でまずやり、自分たちのところもやつてあるんだ、だから安全なんだ、安全が担保されているということなんですが、本音に言つてこれらたわけですよ。ですから、安全委員会としても原子力安全局としても、監視するという部分について、余り人ごとみた的な対応というのは困ると思ふのです。

大体、事故対応というのは即座に対応しなきゃだめなわけで、通産でぼちぼちやつてこられたのを、出てきたら眺めてみましょかでは、とても対応にならないわけです。ですから、局の対応も含めて、私が今指摘したように、二つの検出デバイスから異常を見つけたときは、やはり厳しい対応といふものを即座にやる。これは局自身がばかりしておれば、みずから反省として必要になつてくるし、しかし、電力側の問題としてそのことを見つけたならば、私は、電力に対する指導として厳しい対応といふものが必要じやないかと思ふ

うのです。その点もう一度聞いておきたいと思ひます。

○笹谷政府委員 ダブルチェックする際、もちろん先生から御指摘のありましたように、我々独自に基礎的なデータを収集し、分析し、それに基づいてチェックをしているわけでございます。また、今回のトラブル等についても、私どもできる限りの情報収集は行つておるわけでございます。

御指摘の点も踏まえまして、これからもそうい

うトラブル対応については努めてまいりたいと思つております。もちろん、今回のものについても御指摘のとおり徹底を図つてまいりたい、このよ

うに思つております。

○吉井委員 今回の件についても厳しく対応する、徹底していきたいということなんですが、本当に二つの検出データが出たときに、それでももう御指摘のとおり徹底を図つてまいりたい、このよ

うに思つております。

実はこれまで、蒸気発生器細管でピンホールが

あいてしまつて放射能漏れが二次側にあつたとい

うこととか、あるいはギロチン破断に至つた例と

いうのはこの前の美浜二号になりますが、二次冷却水に放射能が漏れた事故というのは、関西電力

で十五件、それから九州電力の玄海一号で一件の十六件に上つておるというふうに伺つておるので

すが、間違ないです。

○吉井委員 私どもが把握している件数も、

先生ただいま指摘した数字になつてござります。

○吉井委員 それで、ピンホールなのか、あるいはギロチン破断に至るようなものなのかというの

は、結果が出来ないとわからないわけなのです。問題は、放射能漏れを検知した時点でどれだけ厳しく対応するかということが、原子力の安全という

ことを考えたとき求められていることだと私は

思うのです。だから私は、あなたの方に、ちょっと

このんきなことを言っておられるから言つわけなのです。

検知器の誤作動になれたのではなくて、蒸気発

生器細管の放射能漏れが十五件あったということは、関電がなれてしまっていたのではない。だから余り重大に考えていかなかつたのではないか。そのこと自体が恐るべきことと、本当に懸念されることでありますし、それは、原子力安全委員会が十六件と異常に多いリーケークの事実を軽く見ていたのではない、関電に対する指導が軽かつたのではないか。

私は、こういう点について厳しい指導が必要なのに、今回の法律のガスクロのR-Iだつたらいろいろ御説明はいただいたが、原発の方のこの問題については大変軽い扱いになつてしまっているのではないか、そのことを懸念するわけです。どうでしよう。

○ 笹谷政府委員 初めの答弁で、何か私ども、本件につきまして非常に軽く見ているような印象を与えるよう答弁をしたとすれば、ここでおわびしたいと思います。

安全委員会は、従来から、ささいなトラブルにつきましても非常に綿密に検討し、必要があれば直ちに電力等に対する指導あるいは監督官庁に対する指導をやつてきておりますので、私ども事務局としてそれを今後とも徹底させていきたいと思つておりますし、今回のトラブルについても、決して軽くは考えておりません。今後の検討に際しましては十分慎重にやってまいりたい、かように考えております。

○ 吉井委員 美浜のギロチン破断の後も問題になつたわけですが、まず今回については、蒸気発生器細管の破損箇所がどこであつたかということが特定されたのかどうかということと、それから、これまで軸方向と周方向の過電流による欠損箇所の探査、こういうことなどはやつてきたのです。しかし、外側でどういう腐食が進んでいます。しかしながら見ようと思つたら簡単に見えるのです。しかし、外側でどういう腐食が進んでいますかとか、あるいは、わかりやすく言えば、さびの塊みたいなものがついているかとか、それをファーバースコードなどできちんと見るようにしてい

るのかどうか、そこまで今進んできているのかどうか、これをあわせて伺つておきたいと思います。○ 笹谷政府委員 先生御指摘のありましたピンホール等によるモニターの発泡等については、これは先生おつしやるとおり、直ちに対応すべきものと承知しております。また、漏えいした後、こういうものについての原因調査、また対策等については、じつくり腰を据えてやるものかと承知しております。

御指摘のございました調査につきましては、安全委員会に通産を通じまして、その原因あるいはその対策の報告を受けることになつておりますので、その段階で現在御指摘のございました点も含めて慎重に対応したい、かように考えております。

○ 吉井委員 先ほどからだんだん答弁が慎重に慎重になつてきておりますが、事故は二月二十五日のことです。大体三週間たつていてるのです。こういうふうなんびりとした対応でいいのだろうかと、私はそれを本当に懸念しているのです。大臣、何か御発言があるようですかと一言。

○ 田中國務大臣 私も、最近関電が確かに多いなということは大変気にしております。

検知器の誤作動というふうなことは決してあってはいけないのですが、なれどいりますか、やはり意外とアラートな状態にならないでいるのかもしれないと思ひますので、安全委員会には役所の方を通じて申しますし、それから秋山社長にも先生の御指摘をお伝えいたします。

私もこういうことはあつてはならないと思っておりますので、ファイバースコードを使ってまでやるかどうかは別として、古い高経年炉の問題もありますし、やはり安全チエックというものは細かくやつてまいります。

○ 吉井委員 それで、私さつき言いましたよう

れはたびたび故障したりとか、仮にそういうことがあつたとしても、しかし、今度の場合はダブルチエックはできたわけですね。仮に片方が故障しておれば、別なデータは全く変化がないのです。ところが、これは正常か故障かわからないにしても、もう一つのデータが出ているわけですから、その時点できちつと対応すべきであつたといふことを重ねて申し上げておきたいと思います。次に、美浜二号機事故のチャートを私、改めて振り返ってみたのです。あのときも、私は美浜原発の中へ事故直後に行きましたでチャートを眺めたのですが、今回と同じ、同じといったつてもちらん原発は違うわけですが、R-19という蒸気発生器プローダウンモニターの指示値は、あれは九一年の二月九日でしたか、あのときも大体十二時ごろから立ち上がりつていています。そして、関電の記録によりますと、十二時二十分にR-19で注意信号が発せられた。十二時四十分にR-19で注意信号が発せられた。十三時四十分になると、R-15で復水器空気抽出器ガスモニターが注意警報を出し、R-19も引き続いで注意警報を出した。そして、その大体すぐ後ぐらにギロチン破断に至つてしまつたわけなのです。十三時四十八分に原子炉停止操作に入つたが、その後、十三時五十分には原子炉自動停止、ECCS作動。これが美浜二号機の事故のときの時系列による記録なのです。

つまり、一時間五十分の間に、最初のピンホールで放射能漏れが出たことが確認されたときの対応がもたもたしている間にギロチン破断に行つてしまつたのです。今回は、本当に不幸中の幸いと食い違いがあつてはいけませんから、私は、美浜二号の事故の経過は大体こういうことであつたと思うのですが、それは間違いないですね。

○ 笹谷政府委員 手元に詳しい経時的なフォロードのデータがございませんが、先生、資料をひもといてお調べになつたと思いますので、全体の流れ

はそういうことだと承知しております。○ 吉井委員 前回、約一時間五十分後にピンホールから大きなものに進んでギロチン破断を行つたのですが、今回も、ちょうど三時十分にR-66Lの警報が発信し、そしてR-19の値が上昇を始めるわけです。約一時間後にはこのR-19の値というのは通常値の三〇%上昇していた。つまり、SG細管のピンホールが大きくなつて、放射能漏れが広がつたということも判断し得る事態になつたわけなのです。

もちろん、蓄積されますから、事はそう簡単にいかないということはわかつた上で聞いているわけです。しかし、運転を続けて約二時間後の五時十五分のサンプリング分析によりますと、これは関電のデータですが、検出限界である二・五二掛けの十のマイナス三乗ベクレルの十一倍に当たる二・三七掛けの十のマイナス二乗ベクレルという値になつていて、いうふうに聞いていますのですが、この点は放出量は間違ひありませんか。

○ 笹谷政府委員 二・三七掛けの十のマイナス二乗ベクレルということをございます。

○ 吉井委員 ですから、最初に確認したときに停止をしてピンホールの箇所を見つけるとか、それ二・三七掛けの十のマイナス二乗ベクレルという値になつていて、それが今回の問題なのです。本当にこれは不幸中の幸いだと思います。

ただけれども、それがギロチン破断に行つていなものだから、今回の事故については非常に軽く考えられているのです。私は、事故から三週間たつてもまだ通産のまとめたもの待ちということと、本当にこれは大変だということでの対応になつていいものだから、本当にこれは大変だということです。それで、原子炉の停止というのは、約二時間半後の五時四十六分に操作を開始したわけですが、美浜がR-19の値が上昇を始めて一時間五十分でギロチン破断に至つたことを考慮たときに、二次冷

却水への放射能漏れという事態がギロチン破断に至ることを考えた厳しい対応をしなかつた関電の姿勢というものは、私は極めて重大だとうふうに思うわけです。

大臣から先ほど答弁ありましたけれども、私は、この機会にやはり原子力安全委員会と科学技術庁の監視体制、監視体制といつたって現場へ行って監視しなさいと言つておる意味ではないのです。こういう問題が起つたときにチェックをする、その監視や指導の甘さというものが出てゐるのではないか。それが今回軽く見過ざされてしまふ問題になつたのではないかと思うのですが、この点についての御見解を改めて伺つておきたいと思います。

○笹谷政府委員 先ほど来申し上げておりますように、安全委員会としては、本件を決して軽視しているわけではありません。美浜二号機の経験の際、先生御指摘のございました点も含めまして、その経験を今後の運転に反映するというようなことで非常に適切な対応をとつたわけでござりますので、その経験がこれから安全運転にとつて非常に大事なことだと思っておりますし、そういうものが現実に行われていかなければならぬという観点からのチェックというのも十分やつて行く必要がありますし、また、事務局としてもそういう考え方で徹底してやつてまいります。

○吉井委員 美浜の事故の経験が十分生かされてこなかつたというのが私の率直な感想です。それが今回のこういうふうな対応になつていてると思うわけです。ですから、これは本当に厳しい対応といふものを見劍に考えていただきたいと思いまして。最後に、時間がもう三分ほどになつてしまいましてので、「一言伺つておきたいのは、昨日、毎日新聞に日本原子力発電、日本原電の推定として「阪神大震災級で原発五十一基中四十八基が耐震設計超す」がありました。道されておりました。

実は、日本原子力発電株式会社は、あの大地震

の後、地域の人たちに配ったビラの中で見てみま

すと、「今回の阪神大震災での岩盤の揺れは三百四百ガル程度と思われます。敦賀発電所では想定される最大の地震動を岩盤で水平五百三十二ガル、上下で二百六十六ガル」としておりますので、だから四百ガルを超えているから大丈夫だ

は日本原電の地域の人たちにしておる説明なんですね。

しかしながら、五百三十二ガルというものは原電敦賀の二号機の値なんですね。原電敦賀の一号機の方は三百六十八ガルというのであって、仮に原電が出している四百ガルであつたと見込まれるということがありますと、実は原電自身が、自分のところの耐震設計基準は神戸の岩盤で見込まれるものよりも基準が甘かつたと自分で認めていたという結果になるわけです。

そこで私は、そういうものであれば、日本原電に対して、まず、みずから原電の設計基準について根本的な見直しをしなさいというふうに指導するのが普通じゃないかと思うのですが、これについての対応を伺つておきたいと思います。

○吉井委員 終わります。

○野呂委員長 現在の原子力発電所の耐震設計につきまして、その指針の考え方について十分説明させていただいているわけござります。その考え方で設計すれば、それに基づく事実により生じます地震に対しても十分耐えるものです、こういう説明をいたしております。ただ、安全には万全を期すということで、原子力安全委員会で検討をさせていただいております、こういう説明をさせていただいております。

○吉井委員 終わります。

○野呂委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野呂委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○野呂委員長 これより討論に入るのであります

が、その申し出があれませんので、直ちに採決に入ります。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○野呂委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○野呂委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

そのように決しました。

○野呂委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時十五分散会

〔報告書は附録に掲載〕



第一類第十五号

科学技術委員会議録第五号

平成七年三月十六日

平成七年三月二十七日印刷

平成七年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K